

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；</li><li>关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的<a href="#">订阅规则</a>；</li><li>如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的<a href="#">“里兆法律资讯”</a>栏目；</li><li>如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系<a href="#">联系</a>。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</li><li>「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免责声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">受信にあたってのお願い</a>をご覧ください。</li><li>「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">「里兆法律情報」</a>の欄をご覧ください。</li><li>ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご<a href="#">連絡</a>ください。</li></ul> |
|---|--|

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

## Issue 195-2010/03/13~2010/03/19

### 目录

(点击目录标题,可转至相应正文;点击正文标题,可返回目录。)

#### 一、相关新法令与新政策

- 关于加强工业产品质量信誉建设的指导意见..... 2
- 关于修改《中华人民共和国海关对保税物流园区的管理办法》的决定..... 2
- 关于修改《中华人民共和国海关保税港区管理暂行办法》的决定..... 3
- 关于修改《中华人民共和国海关珠澳跨境工业区珠海园区管理办法》的决定..... 3
- 关于上海关区 AA、A 类企业递交年度审核材料的通知..... 3

#### 二、相关新信息

- 上海市外商投资企业“2010 年 02 月”基本业务统计数据..... 4
- 世博会期间车辆进入上海需办理《进沪车辆通行证》..... 4
- 产品全部直接出口的允许类外商投资企业进口设备增值税优惠政策简介..... 5

### 目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されま  
す。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

#### 一、関連する新法令と新政策

- 工業製品品質の信用構築を強化することについての指導意見..... 2
- 「中華人民共和国税関による保税物流園区の管理弁法」を改正することについての決定..... 2
- 「中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法」を改正することについての決定..... 3
- 「中華人民共和国税関珠澳越境工業区珠海園区管理弁法」を改正することについての決定.. 3
- 上海税関管轄区 AA、A 類企業が年度検査資料を提出することについての通知..... 3

#### 二、関連する新情報

- 上海市外商投資企業の「2010 年 2 月」基本業務統計データ..... 4
- 万博開催期間中に上海に進入する車両は「上海進入車両通行証」の手続を行わなければならない..... 4
- 製品をすべて直接に輸出する許可類の外商投資企業の輸入設備増値税特惠措置についての簡潔な説明..... 5

## 一、相关新法令、新政策

### ● 关于加强工业产品质量信誉建设的指导意见

【发布单位】工业和信息化部

【发布文号】工信部联科〔2010〕112号

【发布日期】2010-03-16

【提 示】该意见提出要规范企业自我声明的管理,既要引导企业通过自我声明承诺质量责任,又要对企业自我声明内容与实物质量的一致性加强监督和管理。简要介绍如下:

- 有关部门会同行业协会,对重点工业产品的产品说明书、附加标识和标志等自我声明内容形成规范,规定必须明示的产品特性指标及适用标准,并向社会发布有关信息;
- 加强涉及强制性标准特性的产品抽查和检测工作,对主观故意标称虚假特性的企业和产品坚决依法查处;
- 商务部门要组织加强对销售场所的管理,禁止违反企业自我声明规范的产品上架销售和进行卖场宣传。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/13082351.html>

### ● 关于修改《中华人民共和国海关对保税物流园区的管理办法》的决定

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署第190号令

【发布日期】2010-03-15

【实施日期】2010-05-01

【提 示】该决定对《中华人民共和国海关对保税物流园区的管理办法》进行了细微修改(第七条第三项由“进出口贸易,包括转口贸易”修改为“国际转口贸易”),并重新公布。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module14931/info218556.htm>

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 工業製品品質の信用構築を強化することについての指導意見

【発布機関】工業及び情報化部

【発布番号】工信部聯科〔2010〕112号

【発布日】2010-03-16

【コメント】本意見は、企業の自己宣言の管理を規範化し、企業が自己宣言を通して製造物責任を承諾するよう促すだけでなく、企業の自己宣言の内容と現物の品質とが一致するよう監督と管理を強化するよう求めるものである。以下、簡潔に紹介する。

- 関係部門と業種協会が共同で、重点工業製品の製品説明書、付加する標識及び標示等の自己宣言の内容に対し規範化し、明記しなければならない製品の特徴の基準及び適用基準を定め、且つ社会に関係情報を発信する。
- 強制基準の特徴を有する製品の抜取検査及び検査測定作業を強化し、主観的故意により虚偽の特徴を詐称した企業及び製品に対しては断固法に照らして取り締まる。
- 商務部門は、販売場所の管理を強化しなければならず、企業の自己宣言の内容を違反した製品が商品棚に並べられ販売されること、及び売り場で宣伝されることを禁止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/13082351.html>

### ● 「中華人民共和国税関による保税物流園區の管理弁法」を改正することについての決定

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署第190号令

【発布日】2010-03-15

【施行日】2010-05-01

【コメント】本決定は、「中華人民共和国税関による保税物流園區の管理弁法」について若干の改正を行い(第七条第三項の「中継貿易を含む輸出入貿易」が「国際中継貿易」と改められた)、且つ改めて公布するものである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module14931/info218556.htm>

● 关于修改《中华人民共和国海关保税港区管理暂行办法》的决定

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署第 191 号令

【发布日期】2010-03-15

【实施日期】2010-05-01

【提示】该决定对《中华人民共和国海关保税港区管理暂行办法》进行了细微修改（第八条第二项由“对外贸易，包括国际转口贸易”修改为“国际转口贸易”），并重新公布。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module14931/info218557.htm>

● 关于修改《中华人民共和国海关珠澳跨境工业区珠海园区管理办法》的决定

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署第 189 号令

【发布日期】2010-03-15

【实施日期】2010-05-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module14931/info218555.htm>

● 关于上海关区 AA、A 类企业递交年度审核材料的通知

【发布单位】上海海关

【发布日期】2010-03-12

【提示】该通知要求：上海关区 2009 年 12 月 31 日前适用 AA、A 类管理的企业，应在 2010 年 04 月 30 日前将该通知规定的材料书面报送注册地海关。对未按时报送材料的企业，上海海关将重新审定其管理类别。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab34761/module90351/info217961.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● 「中華人民共和國稅關保稅港區管理暫定弁法」を改正することについての決定

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署第 191 号令

【発布日】2010-03-15

【施行日】2010-05-01

【コメント】本決定は、「中華人民共和國稅關保稅港區管理暫定弁法」について若干の改正を行い（第八条第二項の「國際中繼貿易を含む對外貿易」が「國際中繼貿易」と改められた）、且つ改めて公布するものである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module14931/info218557.htm>

● 「中華人民共和國稅關珠澳越境工業區珠海園區管理弁法」を改正することについての決定

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署第 189 号令

【発布日】2010-03-15

【施行日】2010-05-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module14931/info218555.htm>

● 上海稅關管轄區 AA、A 類企業が年度検査資料を提出することについての通知

【発布機関】上海税関

【発布日】2010-03-12

【コメント】本通知によると、上海税関管轄区において 2009 年 12 月 31 日までに AA、A 類管理が適用された企業は、2010 年 4 月 30 日までに本通知に定める資料を書面により登録地の税関に提出しなければならない。期日どおりに資料を提出しなかった企業に対しては、上海税関はその管理等級を改めて査定し直す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab34761/module90351/info217961.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

### ● 上海市外商投资企业“2010年02月”基本业务统计数据

根据上海市工商局网站提供的统计数据,上海市外商投资企业“2010年02月”基本业务统计数据如下:

信息分类		数据	与2009年同期增减%
新 设	企业户数	359户	-13.5%
	投资总额	5.71亿美元	12.2%
	注册资本	3.19亿美元	-0.9%
累 计	企业户数	53279户	4.0%
	投资总额	3117.85亿美元	7.9%
	注册资本	1843.31亿美元	10.3%

(里兆律师事务所 2010年03月19日整理编写)

### ● 世博会期间车辆进入上海需办理《进沪车辆通行证》

第194期《里兆法律资讯》中提到,长三角等地公安部门发布消息称,上海世博会期间外省市进沪车辆需办通行证;但上海市交警部门对此未予证实,只说还在进行准备工作,具体说法会择日发布。

2010年03月18日,上海公安局官方网站发布消息“世博会期间车辆进入上海需办理《进沪车辆通行证》”,并公布了《进沪车辆通行证》申领须知和《进沪车辆通行证》申领指南。根据该消息:

- 经公安部、交通运输部、上海市人民政府决定,自2010年04月15日起至2010年11月15日,对进入上海市的机动车辆(包括上海市以及外省市的机动车辆)实行通行证管理。
- 上海世博会期间,上海公安机关将在市界陆路道口对所有进沪车辆实施安全检查。
- 自2010年03月18日起至世博会结束,公安机关将对进沪车辆审核并免费发放《进沪车辆通行证》。单位和私车车主可自愿申领。
- 《进沪车辆通行证》仅在市界道口使用,持证车辆可从专用车道快速验证后进入上海市,无证车辆则依次排队逐车接受安检后方可进入。
- 一般情况下,《进沪车辆通行证》在整个世博会期间均有效。

## 二、関連する新情報

### ● 上海市外商投資企業の「2010年2月」基本業務統計データ

上海市工商局ウェブサイトで公表されている統計データによると,上海市外商投資企業の「2010年2月」基本業務統計データは次の通りである。

情報の分類		データ	対2009年同期増減比%
新 設	企業数	359社	-13.5%
	投資総額	5.71億米ドル	12.2%
	登録資本	3.19億米ドル	-0.9%
累 計	企業数	53279社	4.0%
	投資総額	3117.85億米ドル	7.9%
	登録資本	1843.31億米ドル	10.3%

(里兆法律事務所が2010年3月19日付で作成)

### ● 万博開催期間中に上海に進入する車両は「上海進入車両通行证」の手続を行わなければならない

第194期「里兆法律情報」では,長江デルタ地域等の公安部門が発信している情報によると,上海万博開催期間中に外省市から上海に進入する車両は必ず通行证の手続を行わなければならないが,上海市交通警察部門はこの点についてまだ詳しくは説明されておらず,準備段階にあるとだけ伝えられ,詳細については日を改めて説明される,と取り上げた。

2010年3月18日,上海公安局のオフィシャルサイトでは,「万博開催期間中に上海に進入する車両は必ず『上海進入車両通行证』の手続を行わなければならない」という情報を公表し,且つ,「上海進入車両通行证」申請手続の注意事項及び「上海進入車両通行证」の申請手引を公表した。本情報によると次の通りである。

- 公安部、交通運輸部、上海市人民政府の決定により,2010年4月15日から2010年11月15日までの期間中に,上海市に進入するエンジン付車両(上海市及び外省市のエンジン付車両を含む)に対し,通行证管理を実施する。
- 上海万博開催期間中,上海公安機關は,市との境目の道路交差点において,上海に進入するすべての車両に対し安全検査を実施する。
- 2010年3月18日から万博が閉幕するときまで,公安機關は,上海に進入する車両に対し,審査のうえ「上海進入車両通行证」を無料で発給する。社用車及び個人乗用車の持ち主は自由意志でその手続を行うことができる。
- 「上海進入車両通行证」は市との境目の交差点でのみ使用し,通行证を持つ車両は専用車道から優先して検査が行われた後,上海市に進入することができ,通行证のない車両は到着順に順番を待ち安全検査を受けた後でなければ進入できない。

- 通常、「上海進入車両通行証」は万博開催期間中において有効である。

根据该消息,《进沪车辆通行证》的申领地点如下:

车辆	申领地点	
单位车辆	<ul style="list-style-type: none"> <li>实际经营地或登记注册地公安派出所。</li> <li>单位车辆驾驶员中有外国人和中国港澳台居民的,应到单位实际经营地公安派出所申领。</li> </ul>	自 2010 年 04 月 15 日起,也可以在出上海的以下 6 个公安检查站现场办理点申领: <ul style="list-style-type: none"> <li>G60 沪昆高速枫泾;</li> <li>G15 沈海高速沪浙;</li> <li>G15 沈海高速朱桥;</li> </ul>
私人车辆	车主实际居住地或户籍所在地公安派出所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>沪宜公路葛隆;</li> <li>白石公路赵屯;</li> <li>沪太路洋桥。</li> </ul>

(里兆律师事务所 2010 年 03 月 19 日整理编写)

本情報によると、「上海進入車両通行証」の申請場所は次の通りである。

車両	手続場所	
社用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際の事業地又は登記登録地の公安派出所。</li> <li>社用車の運転手に外国人及び中国香港マカオ台湾地域の住民が含まれる場合、会社の実際の事業地の公安派出所にて手続を行わなければならない。</li> </ul>	2010 年 4 月 15 日から、上海の以下の 6 つの公安検査ターミナル手続取扱場所でも行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>G60 上海-昆明高速道路楓涇</li> <li>G15 瀋陽-海口高速道路滬浙</li> <li>G15 瀋陽-海口高速道路朱橋</li> </ul>
個人乗用車	車の持ち主の実際の居住地又は戸籍の所在地の公安派出所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>滬宜道路葛隆</li> <li>白石道路趙屯</li> <li>滬太路洋橋。</li> </ul>

(里兆法律事務所が 2010 年 3 月 19 日付で作成)

● [产品全部直接出口的允许类外商投资企业进口设备增值税优惠政策简介](#)

中国在 2008 年底对流转税(主要包括增值税、营业税、消费税等) 制度进行了较大幅度的改革。根据修订后的《增值税暂行条例》及其实施细则(2009 年 01 月 01 日起施行), 其中较大的变化之一是, 企业(包括外商投资企业, 下同) 购买(包括从中国境外进口和在中国境内购买) 作为企业固定资产的机器设备所含增值税进项税额, 可以从企业当期销项税额中予以抵扣。

在本次增值税制度的改革之前, 中国实行“不允许扣除任何外购固定资产所含增值税”的生产型增值税政策。虽然如此, 但是中国当时又规定了若干补充性的、免征固定资产增值税的优惠政策。对外商投资企业而言, 该等优惠政策主要体现在如下两方面:

序号	项目	主要政策要点
1	进口自用设备免征增值税	符合法定条件(主要是属于《外商投资产业指导目录》鼓励类)的外商投资企业, 在投资总额内进口自用设备, 除《外商投资不予免税的商品目录》所列商品外, 可以免征关税和进口环节增值税。
2	购买国产设备免征增值税	符合法定条件(被认定为增值税一般纳税人)的外商投资企业和非增值税一般纳税人从事交通运输、开发普通住宅的外商投资企业以及从事海洋石油勘探开发生产的中外合作企业, 属于《外商投资产业指导目录》中鼓

● [製品をすべて直接に輸出する許可類の外商投資企業の輸入設備増値税特恵措置についての簡潔な説明](#)

中国は 2008 年末に、流通税(主に増値税、営業税、消費税等を含む) 制度について大幅な改革を行った。改正後の「増値税暫定条例」及びその実施細則(2009 年 1 月 1 日から施行)によると、そのなかでもより大きな変化があったことの 1 つは、企業(外商投資企業を含み、以下同じ)が企業の固定資産として機械設備を仕入れ(中国国外からの輸入及び中国国内での仕入れを含む)の場合の増値税仕入税額は、企業の当期の販売税額から控除できるという点である。

この度の増値税制度の改革が行われるまでは、中国は「如何なる外部購入した固定資産に含まれる増値税も控除を認めない」という生産型増値税政策を実施していた。しかしながら、中国は当時、若干の補充的な、固定資産増値税を免除するという特恵措置も規定していた。外商投資企業にとっては、これらの特恵措置は主に次の 2 つの方面で具体化される。

番号	項目	主な政策の要点
1	自社用設備の輸入時の増値税免除	法定条件(主に「外商投資産業指導目録」奨励類に該当)に適合する外商投資企業は、投資総額内で自社用設備を輸入する場合、「外商投資の免税扱いにならない商品目録」に列記される商品を除き、関税と輸入増値税の免除が可能である。
2	国産設備の仕入時の増値税免除	法定条件(増値税一般納税者と認定された外商投資企業及び非増値税一般納税者で交通輸送、一般住宅の開発を取り扱う外商投資企業、及び海洋石油探索開発生産を取り扱う中外合作企業)であり、且つ「外商投資産業指導目録」にいう奨

	励类和《中西部地区外商投资优势产业目录》的外商投资项目)的外商投资企业所采购的国产设备享受增值税退税政策。
--	---

上述两项优惠政策，虽然相关申请手续较为复杂，但是长期以来在实务中还是得到了实际执行。随着中国本次增值税制度的改革，自**2009年01月01日**起（设定了一定的过渡期），在增值税方面外商投资企业已经不能再享受上述两项优惠政策（关税方面的优惠政策，目前继续有效）。

除上述两项优惠政策之外，对于产品全部直接出口的允许类外商投资企业（以下简称“**100%出口企业**”），从**2002年**开始，中国还陆续规定了进口设备缴纳关税、进口环节增值税分**5年**返还的优惠政策，相关政策依据如下：

序号	规定名称	内容概要
1	<b>2002年</b> 由财政部、对外贸易经济合作部（目前已经调整为“商务部”等）、海关总署、国家税务总局等 <b>6部门</b> 联合发布《关于调整部分进口税收优惠政策的通知》（ <b>2002年10月01日</b> 起施行）。	该通知明确规定， <b>100%出口企业</b> ，如果经政府部门核查确认其产品 <b>100%出口</b> ，则其进口设备缴纳关税和进口环节增值税分 <b>5年</b> 返还，每年返还已纳税款的 <b>20%</b> 。
2	<b>2006年</b> 由财政部、商务部、海关总署、国家税务总局 <b>4部门</b> 联合发布《产品全部直接出口的允许类外商投资企业产品出口情况检查暂行办法》（ <b>2006年03月01日</b> 起施行）。	该办法具体规定了政府部门核查的相关手续。实践中，各地政府部门已根据该办法，具体受理相关核查申请，并出具了核查报告。

虽然有上述明确规定，但是经政府部门核查属实后，对于符合法定条件的**100%出口企业**如何具体办理返还税款的申请，以及由哪一政府部门具体负责办理返还税款事宜等问题，据律师了解，目前尚无明确的法律依据（理论上，**2009年**中国财政部等部门颁布的《进口税收先征后返管理办法》对申报审批程序有相关规定，可以参考适用）。实务操作中，各部门之间也未达成一致意见。即，该项优惠政策虽然出台多年，并且逐步完善，但是实际目前仍未落到实处。

基于此，近期律师又与财政、商务、海关、税务等政府部门（包括国家级以及上海等地区的相关部门）进行了具体确认，相关情况如下：

	励类及び「中西部地域外商投資優位性産業目録」中の外商投資プロジェクト)に適合する外商投資企業が仕入れる国産設備は増値税払戻しを受ける。
--	---

上記の2つの特惠措置は、申請手続きが相対的に複雑であるが、長年に渡り実務上実際に執行されていたものである。中国がこの度増値税制度の改革を行うに伴い、**2009年1月1日**から（一定の移行期間を設定）、増値税の方面では外商投資企業は今後上記の2つの特惠措置は受けられなくなる（関税に関する特惠措置は、現在も引き続き有効である）。

上記の2つの特惠措置のほか、製品をすべて直接に輸出する許可類の外商投資企業（以下「**100%の輸出企業**」という）は、**2002年**から、中国が輸出設備について関税、輸入増値税を**5年**に分けて払い戻すという特惠を前後して定めており、係る政策の根拠は次の通りである。

番号	規定の名称	内容の概要
1	<b>2002年</b> に財政部、对外贸易经济合作部（現「商务部」等）、税関総署、国家税務総局等 <b>6つの部門</b> が「一部の輸入租税特惠措置を調整することについての通知」を共同発布（ <b>2002年10月1日</b> から施行）。	本通知は、 <b>100%の輸出企業</b> が政府部門の検査によりその製品が <b>100%輸出</b> されることを確認できた場合、その輸入設備の関税及び輸入増値税は <b>5年</b> に分けて払戻し、毎年すでに納税した額の <b>20%</b> を払戻すことを明確に定めている。
2	<b>2006年</b> に財政部、商务部、税関総署、国家税務総局の <b>4部門</b> が「製品をすべて直接に輸出する許可類外商投資企業製品輸出状況検査暫定弁法」を共同発布（ <b>2006年3月1日</b> から施行）。	本弁法は、政府部門による検査の關係手續を具体的に定めている。実践においては、各地の政府部門は本弁法に基づき、係る検査申請を實際に受理し、且つ検査報告を作成している。

上記の明確な規定はあるが、政府部門が検査し事実であることが確認できた後、法定条件に適合する**100%の輸出企業**が税金の払戻しの申請をどのように行つか、及び、どの政府部門が税金の払い戻しを具体的につかさどるかについては、筆者の理解によれば、現在においても、明確な法的根拠はない（理論上、**2009年**に中国財政部等の部門が公布した「輸入租税を先に徴収してから払い戻すこと管理弁法」は申請の審査許可手順について關係規定を行っており、これに倣って適用することができる）。実務上の取扱においては、各部門間においても意見が一致していない。即ち、この特惠措置は公布されてから数年を経過しており、且つ徐々に整備されているが、実際には現時点でも遂行が貫徹されていない。

このことから、先頃、筆者は改めて財政、商務、税関、税務等の政府部門（国家级及び上海等の地域レベルの關係部門を含む）に対し、実際に確認を行った。確認結果は次の通りである。

序号	政府部门	相关答复
1	财政部门	<ul style="list-style-type: none"> <li>目前只有税款返还的原则性规定，但是具体如何返还，在实务操作层面尚未明确；由于无明确的操作依据，因此在实务操作层面，税款返还的具体金额，目前尚未纳入财政预算。</li> <li>后续如何协调立法（出台税款返还的具体操作指引，并确定主管部门等），目前尚不确定。</li> </ul>
2	商务部门	<ul style="list-style-type: none"> <li>商务部门主要负责对企业是否属于“允许类”进行确认；商务部门牵头其他三部门核查该企业产品是否 100% 出口。</li> <li>关于返还税款等后续工作，应当由财政部门、海关、税务部门负责。</li> </ul>
3	海关	<ul style="list-style-type: none"> <li>由海关对 100% 出口企业进口设备征收的关税和进口环节增值税，均已上缴国库，税款的后续返还，需要出台明确的法律依据，由财政部纳入财政预算并拨付款项后，才能实际操作。</li> </ul>
4	税务部门	<ul style="list-style-type: none"> <li>由海关征税（税务部门未就进口设备征税），因此，应当由财政部门、海关确定税款返还的具体操作，税务部门尚无该项税款返还的法律依据、实务操作惯例，也未取得相应的财政拨款。</li> </ul>

由此可见，关于 100% 出口企业进口设备缴纳关税和进口环节增值税分 5 年返还的优惠政策，自 2002 年出台原则性规定后，至 2006 年才出台关于“政府部门核查产品是否 100% 出口”的实务操作性规定（目前已具体实施），但是迄今未出台如何办理税款返还的规定，且在财政方面并无该项税款返还的预算和拨款，导致该项政策至今未落到实处。

随着中国增值税制度的改革，后续中国各政府部门之间是否会统一协调，解决该项政策遗留问题，以及具体的解决方式（例如实际执行税款分 5 年返还的政策，还是在增值税方面，采取目前改革之后抵扣销项税额的方式等），目前尚不明确。后续，律师将继续予以关注。

番号	政府部门	関係する回答
1	財政部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、税金を払い戻すこととの原則的な規定があるだけだが、具体的にどのように払い戻すかは、実務取扱上の次元からも明確にはされておらず、明確な取扱上の根拠がないことから、実務取扱上の次元においては、税金払戻しの具体的な金額は、なおも財政予算上には計上されていない。</li> <li>その後において如何に調整し立法するか（税金払戻しの具体的な取扱引を發布し、且つ主管部门を確定する等）は、現時点ではまだ確定されていない。</li> </ul>
2	商務部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が「許可類」に該当するかどうかについての確認は商務部門が主につかさどり、商務部門がその他の三部門を牽引し、当該企業の製品が 100% の輸出であるかどうかを検査する。</li> <li>税金の払戻し等の作業については、財政部門、税関、税務部門がつかさどる。</li> </ul>
3	税関	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関は、100% の輸出企業の輸入設備について徴収した関税及び輸入増値税について、いずれも国庫に上納しており、税金のその後の払戻しにあたっては、明確な法的根拠の公布が待たれ、財政部が財政予算に計上し且つ金銭を割り当てた後でなければ、実際に取り扱うことはできない。</li> </ul>
4	税務部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関が徴税する（税務部門は輸入設備については徴税していない）ことから、財政部門、税関が税金の払戻しの具体的な取り扱いを確定すべきであり、税務部門はこの税金払戻しの法的根拠、実務取扱上の慣例はなく、係る財政の割当金は取得していない。</li> </ul>

以上から、100% の輸出企業の納付した輸入設備の関税及び輸入増値税を 5 年に分けて払い戻すという特惠措置については、2002 年に原則的な規定が公布された後、2006 年になってようやく「製品が 100% 輸出であるかどうかを政府部門が検査する」場合の実務取扱規定（現在すでに具体的に実施されている）が公布されたが、今日に至るまで税金の払戻しをどのように取り扱うかという規定はまだ公布されておらず、且つ財政方面でもこの税金の払戻しに関する予算及び割当金がなく、この政策は現在までに遂行が貫徹されないでいる。

中国の増値税制度の改革に伴い、その後の中国各政府部門間で統一調整するかどうか、この政策の残されてきた事項の解決、及び具体的な解決方式（例えば、税金を 5 年に分けて払い戻す政策を実際に執行するか、又は増値税の方面で、現在改革後の販売税額を控除するという方式が採用されている等）、現在なお明確にはされていない。本件については、今後に関心を払う必要がある。

备注: 请点击以下网址, 查看相关法令的全文内容:  
《增值税暂行条例》

[http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content\\_1149516.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content_1149516.htm)

《关于调整部分进口税收优惠政策的通知》

[http://www.docsx.gov.cn/web/390/574/395\(2\).htm](http://www.docsx.gov.cn/web/390/574/395(2).htm)

《产品全部直接出口的允许类外商投资企业产品出口情况检查暂行办法》

<http://wjw.zj.gov.cn/gjtz/acfg/T173348.shtml>

(里兆律师事务所 2010 年 03 月 19 日整理编写)

備考: 関係する法令の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「増値税暫定条例」

[http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content\\_1149516.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content_1149516.htm)

「一部の輸入租税特惠措置を調整することについての通知」

[http://www.docsx.gov.cn/web/390/574/395\(2\).htm](http://www.docsx.gov.cn/web/390/574/395(2).htm)

「製品をすべて直接に輸出する許可類外商投资企业製品輸出状況検査暫定弁法」

<http://wjw.zj.gov.cn/gjtz/acfg/T173348.shtml>

(里兆法律事務所が 2010 年 3 月 19 日付で作成)